

中小企業の皆様の働き方改革を応援！

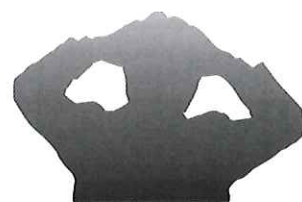
対策は進んでいますか？すでに**施行**しております！

○年**5**日間の**年次有給休暇の取得義務**

○**時間外労働**の上限規制(中小企業については2020年4月1日から)

こんな疑問やお悩みをお持ちの事業主の皆さま、
ご連絡をお待ちしてます

- 「働き方改革」って何をすればいいの？
- 活用できる助成金を知りたい
- 就業規則を作り直したい
- 定年再雇用の労働者の賃金って今のままでいいの？
- 同一労働同一賃金って何？



静岡働き方改革推進支援センター
静岡市葵区追手町44番地の1 静岡県産業経済会館5階
(受託・運営 静岡県中小企業団体中央会)

■ 開所時間 ※国の委託事業ですので**秘密は厳守**いたします。

平日9:00～17:00

■ 電話での相談

0800-2005451
(フリーアクセス通話)

■ メールアドレス

work@siz-sba.or.jp



■ 詳しくは、ホームページをご覧ください

<http://work.siz-sba.or.jp>



厚生労働省 静岡労働局

静岡働き方改革推進支援センター

【働き方改革関連法 改正スケジュール】

	大企業	中小企業
年次有給休暇の時季指定義務（毎年5日）	2019年4月施行	
労働時間の把握の実効性確保		
フレックスタイム制の拡充		
勤務間インターバルの努力義務		
高度プロフェッショナル制度新設		
時間外労働の上限規制（月45時間、年間360時間）	2019年4月施行	2020年4月施行
同一労働同一賃金（基本給、賞与、個々の待遇ごと）	2020年4月施行	2021年4月施行
月60時間超の時間外労働の割増賃金率引き上げ （1か月60時間超、2割5分以上から5割以上）	（適用済）	2023年4月施行

【センター業務の内容】

1. センターの開設（静岡県中小企業団体中央会内）

- ・月曜から金曜の9:00～17:00 開所
- ・労務管理等の専門家による電話・メール・来所相談による個別相談対応
- ・専用ホームページによるセンター業務の周知、利用勧奨

2. 商工団体・組合等と連携を図ったセミナー、個別相談会の実施 年間 48 回以上

昨年度の主なテーマ

- ・働き方改革関連法の概要及び働き方改革実現に向けた対応策
- ・求職者に選ばれる企業になるための働き方改革とは

3. 専門家派遣事業 目標件数 年間延べ 600 件

専門家派遣の申込みがあった場合は、委嘱専門家一覧から、希望の専門家を事業所へ1社最大5回まで無料で派遣する。

昨年度の主な相談内容

- ・年次有給休暇の5日付与義務化における就業規則への規定、時季指定と計画的付与の違い
- ・同一労働同一賃金（各種手当の取扱い・適正な労務管理ルール・賃金規定）
- ・職場カイゼン指導（5S指導及び工場の設備稼働の見直しなど、製造工場におけるムリムダムラを省き、作業効率を高め、生産性の向上を図る取り組み）
- ・業務改善助成金の活用

4. 窓口相談派遣 目標件数 年間延べ 400 件

商工団体・市町等の相談窓口へ委嘱専門家を派遣し、来所した事業所の相談に対応